

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、親に重度障がいがある家庭等で、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

※支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者が事実上婚姻関係と同様の事情にあるときなどは、手当が支給されません。

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭に対して医療費の自己負担額(保険診療分のみ)を助成します。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

※所得制限があります。

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定と児童の福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。(児童を高等学校、専修学校・大学等に就学させるための就学資金就学支度資金など12種類)

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

愛媛県中予地方局地域福祉課 ☎909-8756



学資の援助

所得額などによって、小・中学校在学中は就学援助費などを利用できます。

問 在学(入学)する学校

高等学校等就学支援金・奨学のための給付金

所得額などによって、高等学校等在学中は授業料等の教育費支援を受けることができます。(平成26年度以降の入学生が対象)なお、令和2年度から高校等の専攻科に通う方への支援制度が創設されました。

問 在学(入学)する学校

母子・父子家庭小口資金

母子家庭の母又は父子家庭の父が生活や病気のため緊急に資金を必要とする場合の貸付けです。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

災害遺児福祉手当

交通事故等の災害によって、これまで生計を維持していた親又は養育者が死亡等した児童(遺児)の福祉を増進するために支給される手当です。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

JR通勤定期の3割引

児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯や生活保護世帯の方がJRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114



少額貯蓄非課税制度、福祉定期預貯金制度

預貯金等の利子が非課税になる制度や金利の優遇制度を受けられる場合があります。

問 金融機関、郵便局

税の軽減(所得税、住民税)

申告により一定の要件を満たす場合には所得税、住民税の軽減措置(ひとり親控除)を受けることができます。

問 ●所得税 税務署
●住民税 税務課町民税係 ☎985-4110

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦が一時的に生活援助・保育サービスを必要とする場合等に乳幼児の保育、食事や身の回りの世話等の支援をします。

問 一般財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会(☎907-3200)、各都市母子会
※費用は無料ですが一定以上の所得のある方は1時間あたり70円~300円の負担が必要です。

公営住宅への入居(県営住宅)

母子又は父子家庭の世帯が入居を希望する場合、入居収入基準の緩和や優先入居の優遇措置があります。

問 入居を希望する団地を管轄している県地方局建設部等

ひとり親家庭等特別相談事業

法律問題についての相談を受け付けています。

問 一般財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会 ☎907-3200
※相談日が月ごとに異なりますので、あらかじめ電話でご確認ください。

